

埼玉県下水道局「週休2日工事（土木・プラント設備工事）」に係る
事務取扱要領について ～Q & A～

Q 1. どのような方法で週休2日に取り組むかについて、工事着手前に監督員への報告は必要か？

A 1. 施工計画書に週休2日の取組予定を記載し、監督員へ報告してください。

Q 2. 週休2日の取得にあたり、現場閉所型/交替制および完全週休2日/月単位/通期の選択はどのように行えばよいのか？

A 2. 発注者からは、上記の休日の取得方法を指定することはありません。現場条件や施工時期等を踏まえ、適切な方法により取り組んでください。

Q 3. 週休2日モデル工事は全ての工事を対象としているのか？

A 3. 緊急随契を行うような緊急復旧工事や対象期間が1週間未満の工事などは対象外とすることができるものとしています。

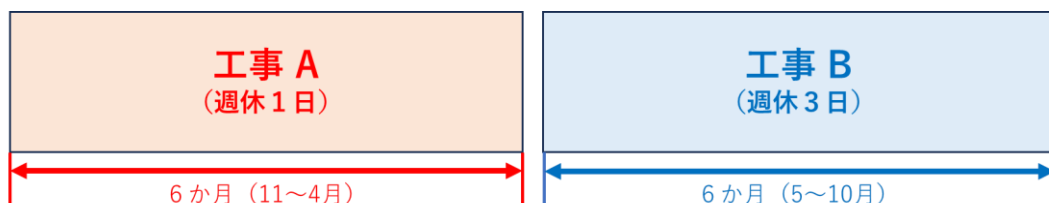
Q 4. 要領第4条（多様な働き方の取扱い）における「週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定」とはどのような場合を想定しているのか？

A 4. 熱中症対策等を目的とした、1年単位の変形労働時間制を適用するケースなどを想定しています。このような場合は、施工計画書の法定休日・所定休日の項目にその内容を明記し、監督員の確認を受けてください。

<具体例1> 1年単位の変形労働時間制

11～4月を週休1日、5～10月を週休3日とする1年単位の変形労働時間制を採用している受注者が工事A（工期11月～4月）を施工する場合

⇒ 工事Aの対象期間内は週休1日となるが、1年単位で週休2日が確保されているので、工事Aを週休2日に類似する取組とみなす。

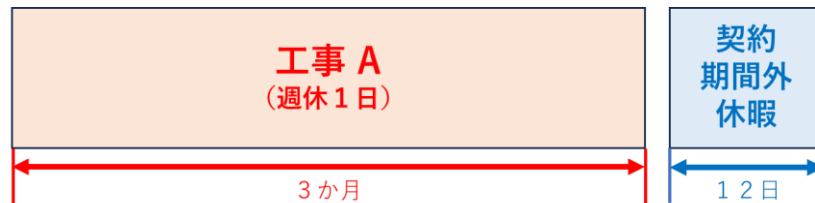


＜具体例２＞ 契約期間外での休暇取得

工事 A：週休 1 日 × 3 か月 = 12 日の休日を取得

契約期間外休暇：契約期間に引き続き 12 日間の連続休暇を取得

⇒工事 A および契約期間外休暇の休日数を合計すると、工事 A で必要となる 24 日間（4 週 8 休）の休日確保ができていう状態と言える。



Q 5. 工事完成時の報告について、様式 1 「週休 2 日工事 取組報告書」以外に取組状況の根拠となる資料の提出は必要か？

A 5. 経費補正が廃止されることや多様な働き方を支援する観点を踏まえ、共通仕様書の規定のとおり、週休 2 日の実施内容のみを報告いただくこととしています。このため、様式 1 以外の作業日報や出勤簿などの書類の提出は不要です。

Q 6. 令和 8 年 9 月以前に契約した工事については、10 月以降、どのような扱いになるか？

A 6. 令和 8 年 9 月以前の単価を適用して当初設計を行った工事については、10 月以降も従前の『埼玉県下水道局「週休 2 日制モデル工事（土木・プラント設備工事）」試行要領』を適用します。このため、10 月以降も従前の要領に従って週休 2 日の取得に取り組むこととし、達成実績に応じた経費の補正や監督員への実績報告等も従前の要領の定めに基づいて行います。

なお、工事公告時点でどちらの要領が適用されているかを確認されたい場合は、特記仕様書の記載を御確認下さい。

参 考

【休日の取得に関する考え方】

Q 5. の回答に示す通り、様式 1 以外の書類等を用いた週休 2 日の達成状況の確認は行わないことから、従前の Q & A で定めていた休日の考え方は全て削除しておりますが、実施内容報告の判断に迷った場合等の参考として、以下の通り、従前の Q & A の抜粋を掲載します。

Q 1. 年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間は対象期間に含まないとあるが、会社の就業規則等により、上記の期間以上に休暇を取った場合の扱いはどうなるのか？
また、上記期間に土日を含む場合の扱いは？

A 1. 年末年始休暇は 12 月 29 日から 1 月 3 日までの土日を含む 6 日間、夏季休暇は土日以外の任意の 3 日間（原則お盆期間）とします。当期間以上の休暇を取った日数分については対象期間に含み、現場閉所日（休日）として扱います。

Q 2. 午前または午後のみ休工とした場合、0.5 日現場閉所（休日）として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所（休日）を計画した場合、合わせて 1 日現場閉所（休日）として扱われるか？

A 2. 原則、1 日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5 日現場閉所（休日）としては扱いません。

月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所（休日）については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため、現場閉所日（休日）として扱いません。

Q 3. 夜間作業における現場閉所（休日）の取扱いはどうになるのか？仮に、金曜日 22 時から土曜日 6 時まで施工し、次に日曜日 22 時から月曜日 6 時まで施工した場合、1 日現場閉所として扱われるか？

A 3. 金曜日 22 時から土曜日 6 時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日 22 時から月曜日 6 時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については 24 時間以上休工を確保しており、現場閉所（休日）として取り扱います。

Q 4. 計画行程上の週休 2 日を雨天等による現場閉所（休日）に振り替えても良いか？

A 4. 現場閉所日（休日）の変更については、工程表等を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Q 5. 現場に集合した後、悪天候で急遽、現場閉所（休日）としたが取り扱いは？

A 5. 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休日）についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとしています。

Q 6. 現場閉所（休日）予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは？

A 6. 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休 2 日の対象期間から除外します。

Q 8. 現場事務所を設置しない工事でも週休 2 日工事の対象となるか？

A 8. 現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Q 9. 社内就業規則が週休 2 日になっていない場合はどうすればよいのか？

A 9. 社内就業規則に関わらず、現場閉所日数の割合又は休日率が 28.5% 以上の場合は週休 2 日達成となります。

Q 10. 対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が 0 日だった場合の扱いは？
例）工事完成日が金曜日の場合など

A 10. 暦上、土曜日・日曜日が無い週については週休 2 日が達成しているとみなします。

Q 11 休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われるか。

A 11 豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休 2 日の対象期間から除外します。

変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示してください。

Q 12. 月単位の週休 2 日において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月の場合の扱いは？

A 12. 当月の対象期間における土曜日・日曜日を現場閉所しても 4 週 8 休（28.5%）を達成できない月になります。

なお、上記の様な月については、当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っていれば、月単位の週休 2 日を達成しているとみなします。

Q 1 3. 当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が0日だった場合の扱いはどうなるのか？

例) (10月) 現場着手日: 10月28日(月) 当月の対象期間: 4日間

A 1 3. 上記の場合でも4週8休(28.5%)を達成しているとみなします。

Q 1 4. 平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取り扱いはいは？

A 1 4. 現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Q 1 5. 施工機械の点検及びその修理のみを行った日は、現場閉所となるか？

A 1 5. 施工機械の保守のみであれば、現場閉所として扱います。

なお、下記についても同様に現場閉所として扱います。

- ・現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
- ・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
- ・作業日以外においても交通誘導警備が必要な場合
- ・その他、監督員が認めたもの

Q 1 6. A現場の休工日に、A現場に従事している作業員をB現場に従事させたが、A現場は現場閉所日として取り扱えるか？

A 1 6. A現場とB現場が異なる工事現場の場合、A現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、A現場とB現場が同じ契約の工事(点在する工事として発注)の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Q 1 7. 交替制における休日確保の確認は、当該工事のみでよいのか？

A 1 7. 当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能ですが、本取組の趣旨を踏まえて、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q 1 8. 現場代理人は工事現場に常駐すること(契約約款第10条第2項)と定められているが、交替で休日を取得できるのか？

A 1 8. 契約約款第10条第3項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としています。

また、令和6年1月23日付け入第1662号「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について（通知）」を適切に運用し、建設業の働き方改革の観点から現場代理人や技術者の休暇等の取得について配慮してください。

Q 1 9. 監理技術者等が専任の場合は、休日の扱いはどうなるのか？

A 1 9. 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者等が休日取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合（※監理技術者制度運用マニュアル 「三 監理技術者等の工事現場における専任」参照）には、差し支えありません。

Q 2 2. 一人の技能労働者が一度従事した後に期間を空けて再度従事する等、複数の期間に分かれて従事する場合、どのように考えたらよいか。

A 2 2. 施工台帳に記載された労働者が1日でも当該工事に従事した場合、休日確保の確認対象者となりますが、一度の従事期間が1週間未満の場合は対象外となります。

また、一度従事した後、再度従事するまでの期間が一週間に満たない場合、一つの従事期間とみなし、当該工事に従事しない期間は他工事に従事していたとしても休日として算出可能です。

上記の内容が適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。

<対象者か否かの判定例1>

期間1：3日間従事

期間2：7日間従事

⇒期間1については、従事期間が1週間未満であるため対象外とし、期間2のみ対象とする。

<対象者か否かの判定例2>

期間1：3日間従事

期間2：5日間従事

⇒いずれの期間も1週間未満のため対象外